

陳 情 番 号	陳情第4号
件 名	安全安心な地域づくりのための「迷惑行為防止条例」の周知と「理不尽ないじめ」対策の推進についての陳情
受 付 年 月 日	令和7年2月25日
回 付 委 員 会	厚生委員会
(陳 情 要 旨) 近年、日本国内では経済不況の慢性化、中小企業の倒産、少子化、労働者不足や治安の悪化など、市民生活に深刻な影響を及ぼす問題が山積している。特に、令和6年の小中高生の自殺者数は暫定値で500人を超えており、過去最多となる見込みであるなど、若者が希望を持ってない社会状況が深刻化している。 こうした中、岐阜県内においても隣接する石川県の能登地方における地震や水害からの復興支援に尽力する一方で、地域住民が住み慣れた土地を離れざるを得ない状況が続いている。 私たちは、地域の安全、安心な暮らしが、向こう三軒両隣の精神に基づく秩序とルールによって支えられてきたと考えている。しかし、現在の日本社会では、経済的不安、治安の悪化、いじめの横行が子どもたちの未来を脅かしている。 特に、集団や組織による理不尽ないじめが、学校、地域、職場、さらには行政などの公的機関でも発生しており、被害者が声を上げることのできないゆがんだ環境が存在する。このような状況は、子どもたちに希望を与えることができる健全な環境であるとは言えない。 以上の課題を踏まえ、下記の3点について陳情する。 記 1 各都道府県で制定されている迷惑行為防止条例を地域住民に広く知っていただき、まちづくりの基本ルールとして活用できるよう周知活動を強化すること。また、被害者が泣き寝入りせず声を上げることのできる環境を整備するため、条例の実効性を高めるための見直しを検討すること。 2 学校、地域、職場等における、集団による理不尽ないじめへの対策を強化すること。特に、みんなでやれば怖くないという意識が集団によるいじめを助長している現状を打破するため、被害者が声を上げられる仕組みづくりと、加害者への厳正な対応を推進すること。また、行政としても、こうした問題に対して積極的に関与し、被害者保護と予防策を徹底すること。 3 子どもたちが希望を持って暮らせる安全、安心な環境を整えることが、岐阜市の未来を担う世代を守るために不可欠であることから、岐阜市内の子どもたちの自殺やいじめ問題について、市議会において現状を改めて調査、分析し、具体的な対策を講じること。 (資料掲載略)	
結 果	令和7年3月25日 内容を了知する。